

高齢者元気度アップ  
地域活性化事業

# 健康づくりやボランティア活動を通して お得なポイントを貯めてみませんか！

「健康づくり」や「地域貢献活動」、「介護施設でのボランティア活動」などを行うと、地域商品券などに交換できるポイントがもらえます。

## 対象となる活動は？

### 65歳以上の方が行う

#### 個人の活動

※健康維持や介護予防の取り組み等

(例)

- 特定健診の受診
- 「ころばん体操」への参加など



#### グループの活動 (65歳以上の方を中心としたグループ)

※高齢者を地域で支える活動や子育て支援活動等

(例)

- 高齢者の安否確認・話し相手
- 公園・道路などの美化活動
- 登下校時の児童の見守り など



#### 全ての年齢層の方が 行う個人の活動

※介護分野でのボランティア活動

(例)

- 高齢者の通いの場や介護施設でのボランティア
- 高齢者の外出支援 など

令和3年度から  
**65歳未満の方も  
対象になります!!**



## ポイントを貯めるにはどうしたらいいの？

### ①市町村に参加登録



### ②対象活動に参加してポイントを貯める!



個人の場合  
最高5千円分

グループの場合  
最高6万円分

### ③地域商品券などに交換してお買い物!



※市町村によって、事業の実施状況や対象となる活動は異なります。詳細は、お住まいの市町村へお問い合わせください。

問い合わせ先 県庁高齢者生き生き推進課 ☎099-286-2568

## 感染予防を徹底しましょう

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐには、これからも皆さまのご協力が必要です。感染しないために、予防を徹底しましょう。

### 飲食の場面におけるコロナ感染症対策

□飲食をするのであれば、

- ①少人数・短時間で、
- ②なるべく普段一緒にいる人と、
- ③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で!



□箸やコップは使い回さず、一人ひとりで!

□座の配置は斜め向かいに!

□食するときだけマスクを外し、会話の時はマスク着用!

□換気が適切になされているお店で!

**体調が悪い人は参加しないようにしましょう!**



### 新型コロナワクチンを接種される皆さまへ

ワクチン接種後には、接種部位の痛み、疲労、頭痛、筋肉痛、関節痛、発熱などの副反応がみられることがあります。特に、**2回目接種の翌日に多くみられる傾向**がありますが、これらの症状の大部分は、**通常、数日以内に治まります。**

なお、2日以上熱が続く場合や、症状が重い場合は、医療機関等への相談を検討してください。



鹿児島県新型コロナワクチンコールセンター(コロナ相談かごしま)

☎099-833-3221 FAX099-225-0672

受付時間：午前10時～午後5時(土日・祝日を含む)

### 「感染したかも?」と思ったら

次のような症状がある方は、**まずはかかりつけ医にご相談ください。**かかりつけ医がない場合や相談する医療機関に迷う場合などは「受診・相談センター」や「電話相談医療機関」(平日夜間、土日祝)へご相談ください。

- 息苦しさや、強いだるさ、高熱等の強い症状
  - 重症化しやすい方(高齢者、基礎疾患がある方など)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状
  - 上記以外で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く
- ※これらに該当しない場合でも相談は可能です



受診・相談センター  
一覧はこちら

問い合わせ先 県庁新型コロナウイルス感染症対策室 ☎099-833-3221(コロナ相談かごしま)

## ぐりぶクーポンを使用して 花・茶を購入しませんか? 〈6月7日配信開始!〉



・県民の皆さまの消費意欲の喚起を目指し、スマホアプリLINE公式アカウント「鹿児島県庁」登録者へ割引クーポンを配信します。

**割引対象：花・茶** 今回、新たに追加!

飲食サービスも利用できます。(テイクアウト・デリバリー可)

**割引内容：登録店舗での2,000円以上のご利用に対し、500円割引**

※登録店舗は現在募集中です。

問い合わせ先

ぐりぶクーポン事務局 099-294-9898

受付時間/平日9:00～17:00(土日祝休み)

※6月7日～6月30日は毎日9:00～22:00



▲詳細はこちら  
(県HP)

## キャッシュレス導入経費を 補助します

(対象：中小・小規模事業者)

・新たにキャッシュレス決済を導入する県内の中小・小規模事業者に対して、導入に要する経費を補助します。

**申請期間：7月1日から9月30日まで**

**補助率：補助対象経費の4/5以内、1事業者あたり上限10万円**

**補助対象：非接触型の決済端末やレジ連携費用など**



※令和3年3月10日から9月30日までの期間内に対象物品の支払いを完了させることなど、条件がありますのでご注意ください。



▲詳細はこちら  
(県HP)

問い合わせ先 県庁商工政策課 ☎099-286-2931